

1 消費税の課税対象〔P104〕

税が課されるものを「課税対象」といいますが、消費税の課税対象は、「国内取引」と「輸入取引」とされています。

国内取引とは、国内において事業者が事業として対価を得て行う資産の譲渡、資産の貸付け及び役務の提供をいいます。商品の販売、自動車等のレンタル、理（美）容、印刷、輸送、仲介、広告等のサービスの提供など、対価を得て行う取引のほとんどが課税対象となります。

輸入取引とは、保税地域から外国貨物を引き取ることをいいます。

※1 国内取引の課税対象は、①「国内において」、②「事業者が事業として」、③「対価を得て行う」、④「資産の譲渡等（資産の譲渡、資産の貸付け及び役務の提供）である」という全ての要件を満たす取引に限られます。

例えば、自分の住んでいる家を売ったような場合は、「事業として」売るわけではありませんから、消費税の課税対象にはなりません。

なお、①から④の要件の全てを満たす取引であっても、非課税や免税となる取引があります。

※2 消費税の課税対象とされるものについては、同時に地方消費税が課されます。

2 納税義務者〔P106〕

税を納める義務のある方を「納税義務者」といいますが、消費税の納税義務者は、課税対象の区分に応じ次の(1)(2)のとおりです。

(1) 国内取引〔P106〕

課税事業者（課税対象となる資産の譲渡等を行う一定の個人事業者及び法人）が納税義務者となります。

課税期間（個人事業者は暦年）に係る基準期間（個人事業者は前々年）における課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の課税事業者となります。

※ 免税事業者

基準期間の課税売上高が1,000万円以下の事業者は、その年又はその事業年度における国内取引について納税義務が免除されます。ただし、課税事業者を選択する旨の届出書を提出した場合には、納税義務者となることができます。

なお、その課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間（個人事業者の場合はその年の前年の1月1日から6月30日までの期間をいいます。）における課税売上高が1,000万円を超えた場合は、その課税期間においては課税事業者となります。特定期間における1,000万円の判定は、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額により判定することもできます。

(2) 輸入取引〔P108〕

外国貨物を保税地域から引き取る方が納税義務者となります。

輸入取引では、事業者に限らず、消費者である個人が輸入する場合も、納税義務者になります。

3 非課税となる取引〔P108〕

消費税の性格から課税対象としてなじまないもの及び社会政策的な配慮から課税しないこととしたものが非課税となる取引です。

(1) 国内取引〔P109〕

消費税が非課税となる取引は、次の①から⑮のとおりです。

- ① 一時的に使用させるものを除く土地の譲渡、貸付けなど
- ② 収集品及び販売用を除く有価証券、支払手段の譲渡
- ③ 貸付金や預金の利子、保証料、保険料など
- ④ 郵便切手類、印紙、証紙の譲渡
- ⑤ 商品券、プリペイドカードなどの譲渡
- ⑥ 住民票、戸籍抄本等の行政手数料など
- ⑦ 外国為替など
- ⑧ 社会保険医療など
- ⑨ 介護保険サービス、社会福祉事業など
- ⑩ お産費用など
- ⑪ 埋葬料・火葬料
- ⑫ 一定の身体障害者用物品の譲渡、貸付けなど
- ⑬ 一定の学校の授業料、入学金、入学・入園検定料、施設設備費など
- ⑭ 教科用図書譲渡
- ⑮ 一時的に使用させるものなど一定のものを除く住宅の貸付け

(2) 輸入取引〔P110〕

国内における非課税取引とのバランスを図るため、次の①から⑤のものを輸入する場合も非課税とされています。

- ① 収集品及び販売用を除く有価証券、支払手段
- ② 郵便切手類、印紙、証紙
- ③ 商品券、プリペイドカードなど

④ 一定の身体障害者用物品

⑤ 教科用図書

4 免税となる取引〔P111〕

消費税は、国内において消費される商品やサービスについて負担を求めめるものですから、課税事業者が輸出取引や国際通信、国際輸送等の輸出に類似する取引を行う場合には、消費税が免除され、これを輸出免税とといいます。

5 税率〔P112〕

消費税の税率は標準税率10%（消費税率7.8%、地方消費税率2.2%）、軽減税率8%（消費税率6.24%、地方消費税率1.76%）の複数税率です。

※ 軽減税率の適用対象は「酒類・外食を除く飲食料品」と「定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞」の譲渡です。

6 仕入税額控除制度〔P112〕

消費税は最終消費者が負担することになりますが、税が累積しないよう、生産、流通の各段階で事業者が支払った消費税は、課税売上げに係る消費税額から控除するという「仕入税額控除制度」が採用されています。

仕入税額控除を受けるためには、仕入れの事実を記載した「帳簿」及び税務署長から登録を受けた「適格請求書発行事業者」（インボイス発行事業者）が交付する「適格請求書」（インボイス）等の保存が必要です。

7 インボイス発行事業者の登録手続〔P113〕

インボイス発行事業者の登録を受けるためには、「適格請求書発行事業者の登録申請書」（登録申請書）の提出が必要です。この登録を受け

た場合、インボイス発行事業者の氏名又は名称及び登録番号等は「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」において公表されます。

また、免税事業者が登録を受けるためには、「消費税課税事業者選択届出書」を提出し、課税事業者となる必要がありますが、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日を含む課税期間中に登録を受ける場合は、登録を受けた日から課税事業者となる経過措置が設けられています。

この経過措置の適用を受けてインボイス発行事業者となった場合、登録を受けた日から2年を経過する日の属する課税期間の末日までは、免税事業者になることはできません。ただし、登録を受けた日が令和5年10月1日の属する課税期間である場合を除きます。

なお、インボイス発行事業者は課税事業者として消費税の申告が必要となります。

8 インボイス発行事業者（売手）の義務〔P115〕

インボイス発行事業者として税務署長から登録を受けた売手は、買手である取引相手（課税事業者）から求められた場合は、インボイスの交付が必要となり、また、インボイスを交付した場合には、交付したインボイスの写しの保存が必要となります。